

2021年12月12日

茨城県知事 殿

氏名 [REDACTED]

住所 茨城県取手市 [REDACTED]

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき2021年8月30日に公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見を提出します。

なお、本意見については、同法第8条第3項の規定に基づき公告及び縦覧されることを承諾します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) タイヨー取手戸頭店 取手市戸頭八丁目1番1
- 2 届出者  
みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役 秋吉 満  
東京都千代田区四番町6番地

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項	駐輪場の確保等（自動二輪車等を含む）
周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項	街並みづくり等への配慮等（光害の防止に対する配慮を含む）

(2) 理由

<p>経産省「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では駐輪場について「店舗面積3000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり1台」と参考値が示されています。（仮称）タイヨー取手戸頭店の店舗面積2,391㎡で換算すると68台分になります。しかし公告では「駐輪場の収容台数20台」となっており、あまりにも過少です。近隣の戸頭団地や戸頭地区からは自転車による来客が多いと見込まれます。しかし、駐輪場が過少では、駐輪場外に自転車を止めるケースが頻発し、駐車場内の円滑な交通や歩行を妨げ、人身事故を引き起こす恐れもあります。</p>
<p>「新大利根橋北」交差点や周辺の幹線道は既に週末になると、守谷の大型店への買い物客も含め恒常的に渋滞しています。こうした現状を放置したまま、大型店の新規開店となれば、さらなる渋滞を招き、地元の生活環境の悪化は必至です。</p> <p>10月20日の地元説明会では、出店予定者は住民に詳細な資料を配付せず、渋滞対策を早口で説明するばかりでした。出店予定者は既存店や警察、自治体に呼び掛けて新たな渋滞対策を話し合い、実行すべきです。また、茨城県など行政も渋滞対策を十分に精査すべきです。</p>